# 令和５年度　第３回
# 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

次　　第

日時　令和５年１１月２７日（月）
　　午後３時から
場所　豊橋市役所　講堂（東館１３階）

１．開会

２．協議

協議案第１号　令和５年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
　　（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）等について　…【資料１】
協議案第２号　東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料２】
協議案第３号　北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料３】
協議案第４号　南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料４】
協議案第５号　前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料５】
協議案第６号　川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について…【資料６】

３．報告

報告第１号　「夏休み小学生５０円バス」の実施結果について　…【資料７】
報告第２号　利用促進事業の実施状況について（中間報告）　…【資料８】
報告第３号　企業シャトルBaaS（バース）社会実験事業の実施状況について（中間報告）…【資料９】

４．その他

５．閉会

【送付資料】

◆照会文

◆次第

◆出席者名簿

◆豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

【資料１】令和５年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価
（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）等について

【資料２】東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

【資料３】北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

【資料４】南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

【資料５】前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

【資料６】川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

【資料２－１】東山バス運営協議会の取組について

【資料３－１】石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

【資料４－１】表浜地域公共交通推進委員会の取組について

【資料５－１】しおかぜバス運営協議会の取組について

【資料６－１】かわきたバス運営委員会の取組について

【資料７】「夏休み小学生５０円バス」の実施結果について

【資料８】利用促進事業の実施状況について（中間報告）

【資料９】企業シャトル BaaS（バース）社会実験事業の実施状況について（中間報告）

令和５年度　第３回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会　出席者名簿

| 氏　名 | 職 名 等 | 備　考 |
|---|---|---|
| 杉木　直 | 豊橋技術科学大学<br>建築・都市システム学系准教授 | 【会長】 |
| 森田　康夫 | 豊橋市副市長 | 【副会長】 |
| 駒木　伸比古 | 愛知大学　地域政策学部教授 | 【副会長】 |
| 小林　裕之 | 公益社団法人愛知県バス協会専務理事 | 【監事】 |
| 冨田　佳央 | 豊橋商工会議所議員 | 【監事】 |
| 宮川　高彰 | 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局<br>首席運輸企画専門官（企画調整担当） | |
| 石屋　義道 | 愛知県都市・交通局交通対策課担当課長 | （代理）交通対策課　主事　名倉　佑哉 |
| 坂野　慎 | 豊橋鉄道株式会社執行役員鉄道部長 | |
| 綿貫　琢也 | 豊鉄バス株式会社常務取締役 | |
| 青木　良浩 | 豊橋タクシー協会会長<br>東海交通株式会社代表取締役社長 | |
| 長縄　則之 | 豊鉄タクシー株式会社取締役社長 | |
| 松下　裕紀 | 愛知県交通運輸産業労働組合協議会幹事 | （代理）豊橋鉄道労働組合　特別執行委員<br>廣田　勉 |
| 林　徹生 | 豊橋市自治連合会理事 | |
| 朝倉　規幸 | 豊橋市老人クラブ連合会副会長 | |
| 鈴木　真理子 | 豊橋女性団体連絡会会員 | |
| 高柿　弘義 | 国土交通省中部地方整備局<br>名古屋国道事務所計画課長 | （代理）計画課係長　七尾　洋介 |
| 堤　一史 | 愛知県東三河建設事務所維持管理課長 | |
| 小久保　浩 | 愛知県豊橋警察署交通課長 | （代理）交通規制係長　秋葉　有志 |
| 前田　幸弘 | 豊橋市建設部長 | |
| 金子　知永 | 豊橋市都市計画部長 | |

| 氏名 | 団体名 | 備考 |
|---|---|---|
| 赤座　立郎 | 東山バス運営協議会 | 会長 |
| 河村　高広 | 北部石巻西川・賀茂線運営協議会 | 会長　　欠席 |
| 杉浦　巧倫 | 石巻・下条地域交通推進委員会<br>（北部下条・森岡線運営協議会） | 会長<br>（会長） |
| 山本　義宏 | 表浜地域公共交通推進委員会<br>（五並地域公共交通運営委員会） | 会長<br>（会長） |
| 伊藤　敬志 | 高豊地域公共交通運営委員会 | 会長 |
| 鈴木　靖生 | しおかぜバス運営協議会 | 会長 |
| 竹本　行雄 | かわきたバス運営委員会 | 会長 |

# 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会規約

（名称）

第１条　この協議会は、豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（以下「協議会」という。）という。

（事務所）

第２条　協議会は、事務所を愛知県豊橋市今橋町１番地豊橋市役所内に置く。

（目的）

第３条　協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき、地域公共交通計画の作成に関する協議及び地域公共交通計画の実施に係る連絡調整を行うため、さらに道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

（事業）

第４条　協議会は、法第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

（１）総合的な地域公共交通施策の推進に関すること。

（２）地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様、運賃及び料金等の協議に関すること。

（３）地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関すること。

（４）地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。

（５）地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

（６）前５号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の組織）

第５条　協議会は、委員２５人以内をもって組織する。

２　協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命し、又は委嘱する。

（１）豊橋市長が指名する者

（２）関係する公共交通事業者の代表者又はその指名する者

（３）道路管理者又はその指名する者

（４）愛知県豊橋警察署長又はその指名する者

（５）市民又は地域公共交通の利用者の代表

（６）学識経験者その他市町村が必要と認める者

（届出）

第６条　委員は、その氏名及び住所（委員が所属する団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

（役員の定数及び選任）

第７条　協議会に次の役員を置く。

（１）会　長　　１名

（２）副会長　　２名

（３）監　事　　２名

２　協議会の会長は、委員の互選により選出する。

３　副会長及び監事は、第５条の委員から会長が指名する。

４　会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

３　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。

（２）前号において不正な事実を発見したときは、これを会議に報告すること。

（３）前号の報告をするために必要があるときは、会議を招集すること。

（委員及び役員の任期）

第９条　委員及び役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠又は増員により選任された委員及び役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

（任期満了又は辞任の場合）

第１０条　役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

（役員の解任）

第１１条　協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、協議会は、その会議の開催の日の７日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

（１）心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

（会議の開催等）

第１２条　会議は、会長が議長となる。

２　会議は、毎年１回以上開催する。

３　会議は、次に掲げる場合にも開催する。

（１）委員現在数の２分の１以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

（２）第８条第３項第３号の規定により監事が招集したとき。

（３）その他会長が必要と認めたとき。

（会議の招集）

第１３条　前条第３項第１号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から３０日以内に会議を招集しなければならない。

２　会議の招集は、少なくともその開催の７日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって委員に通知しなければならない。

（会議の議決方法等）

第１４条　会議は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

２　委員は、会議において、各１個の議決権を有する。

３　会議においては、前条第２項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

４　会議の議事は、第１６条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

５　会長は、緊急その他やむを得ない事由があると認めた場合は、書面又は電子記録による意思表示をもって会議の決議があったものとみなす。この場合において、第１項及び第４項の規定を準用する。

（会議の権能）

第１５条　会議は、この規約において別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

（１）事業計画及び収支予算に関すること。

（２）事業報告及び収支決算に関すること。

（３）諸規程の制定及び改廃に関すること。

（４）第４条各号に関すること。

（５）その他協議会の運営に関する重要な事項

（特別議決事項）

第１６条　次に掲げる事項は、会議において、出席者の議決権の４分の３以上の多数による議決を必要とする。

（１）協議会規約の変更

（２）協議会の解散

（３）委員の除名

（４）役員の解任

（代理人による表決）

第１７条　やむを得ない理由により会議に出席できない委員は、代理人をもって議決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、委任状（様式第１号）を協議会に提出しなければならない。

３　第１４条第１項及び第４項並びに第１６条の規定の適用については、第１項の規定により議決権を行使した者は、会議に出席したものとみなす。

（協議結果の尊重義務）

第１８条　会議で協議が整った事項については、会議の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

（協議が調った事項に関する軽微な変更）

第１９条　協議会は、次に掲げる変更に係る協議については、書面による協議を行うことができる。

（１）工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線の変更

（２）運賃に変更のない停留所の変更

（３）前２号に掲げるもののほか、会長が軽微と認める変更

（議事録）

第２０条　会議の議事については、議事録を作成しなければならない。

２　議事録は、少なくとも次に掲げる事項を記載する。

（１）開催日時及び開催場所

（２）委員の現在数、当該会議に出席した委員数、第１７条第３項により当該会議に出席したと見なされた者の数及び当該会議に出席した委員の氏名

（３）議案

（４）議事の経過の概要及びその結果

３　議事録は、議長及び当該会議に出席した委員のうちから会長が指名した議事録署名人２名以上が記名押印しなければならない。

４　議事録は、第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

（意見の聴取）

第２１条　協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（分科会）

第２２条　協議会は、第４条各号に定める事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（幹事会）

第２３条　協議会は、第４条各号に定める事項その他協議会の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（事務局）

第２４条　協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、豊橋市都市計画部都市交通課内に事務局を置く。

２　事務局には事務局長を置き、豊橋市都市交通課長をもって充てる。

３　事務局員は、豊橋市都市計画部都市交通課職員をもって充てる。

４　協議会の庶務は、事務局長が総括し処理する。

（業務の執行）

第２５条　協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、別に定める規程による。

（書類及び帳簿の備付け）

第２６条　協議会は、第２条の事務所に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

（１）協議会規約及び前条に掲げる規程

（２）役員等の氏名及び住所を記載した書面

（３）収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

（４）その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

（事業年度）

第２７条　協議会の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

（資金）

第２８条　協議会の資金は、次に掲げるものとする。

（１）委員が所属する団体からの負担金
（２）国からの補助金
（３）その他の収入

（収支予算）
第２９条　協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に会議の議決を得なければならない。
２　委員が所属する団体が直接行う地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関して、この団体の支出及びこれに伴う収入については、これを協議会の収支とみなす。

（監査等）
第３０条　会長は、毎事業年度終了後、次に掲げる書類を作成し、会議の開催の日の７日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
（１）事業報告書
（２）収支計算書
（３）財産目録
２　監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を会議に提出しなければならない。
３　会長は、第１項に掲げる書類及び前項の監査報告書について、会議の承認を得た後、これを第２条の事務所に備え付けておかなければならない。

（報告）
第３１条　会長は、次に掲げる書類を、豊橋市長に提出しなければならない。
（１）前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
（２）前年度末の財産目録
（３）前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

（協議会が解散した場合の措置）
第３２条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

（委任）
第３３条　この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は会長が別に定める。

附　則
（施行期日）

１　この規約は、平成２０年３月２８日から施行する。

（経過措置）

２　協議会の設立初年度の委員及び役員の任期については、第９条第１項の規定にかかわらず、平成２２年３月３１日までとする。

３　協議会の設立初年度の事業年度については、第２７条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から平成２０年３月３１日までとする。

附　則

この規約は、平成２１年３月２６日から施行する。

附　則

この規約は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規約は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、平成２７年３月２６日から施行する。

（経過措置）

２　この規約の施行の際、現に計画期間中である地域公共交通総合連携計画の計画期間が満了するまでの期間は、第３条の規定中「行うため」とあるのは、「行うため並びに地域公共交通総合連携計画の作成に関する協議及び地域公共交通総合連携計画の実施に係る連絡調整を行うため」と読み替え、第４条及び第２９条の規定中「形成計画」とあるのは、「形成計画及び地域公共交通総合連携計画」と読み替えるものとする。

附　則

この規約は、平成３１年２月２２日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年６月１日から施行する。

協議案第1号

# 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）

資料1

令和5年11月27日

**協議会名：** **豊橋市地域公共交通活性化推進協議会**

**評価対象事業名：** 豊橋市地域内フィーダー系統確保維持計画（地域公共交通確保維持事業のうち地域内フィーダー系統関係）

| ①補助対象事業者等 | ②事業概要 | | ③前回（又は類似事業）の事業評価結果の反映状況 | ④事業実施の適切性 | | ⑤目標・効果達成状況 | | ⑥事業の今後の改善点（特記事項を含む） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 【補助対象となる事業者名等の名称を記載】 | 【系統名・航路名・設備名、運行（航）区間、整備内容等を記載（陸上交通に係る確保維持事業において、車両減価償却費等及び公有民営方式車両購入費に係る国庫補助金の交付を受けている場合、離島航路に係る確保維持事業において離島航路構造改革補助（調査検討の経費を除く。）を受けている場合は、その旨記載）】 | | 【事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように生活交通確保維持改善計画に反映させた上で事業を実施したかを記載】 | A・B・C評価 | 【計画に基づく事業が適切に実施されたかを記載。計画どおり実施されなかった場合には、理由等記載】 | A・B・C評価 | 【計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、目標ごとに記載。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上記載】 | 【事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載。改善策は、事業者の取り組みだけでなく、地域の取り組みについて広く記載。特に、評価結果を生活交通確保維持改善計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。】<br>※なお、当該年度で事業が完了した場合はその旨記載 |
| 豊鉄タクシー（株） | 北部地区（柿の里バス） | 石巻西川・賀茂線／下条・森岡線（下） | ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「徳川家康謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。<br><br>・「夏休み小学生50円バス」実施に合わせ、夏休み期間中の小中学生の乗車運賃を運営団体で負担し、普段コミュニティバスに接する機会が少ない年齢層の利用を呼びかけた。<br><br>・利用者増加に向けた路線のスリム化、豊川乗り入れについて、アンケート結果や地元の声を基に、地域運営団体・交通事業者・豊橋市で新ルート案について議論を重ねた。<br><br>・各地区の定例会において、利用実績を共有した。利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。<br><br>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。<br><br>・シャインマスカット収穫体験ツアー、栗の収穫体験＆モンブラン作りツアーを実施した。 | A | 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。 | B | 【達成状況】<br>豊橋市北部地区の目標は、年間（R4.10～R5.9）の利用者数を7,200人としており、年間の利用者数は3,725人と目標は達成されなかったが、バスツアーの実施等、利用促進に努めながら、高齢者の方の通院・買物など生活の足を守ることができた（昨年比で179人増加）。さらに、普段柿の里バスを使わない層にも周知することができた。<br><br>【要因】<br>バスツアーの実施により、利用者数は増加したが、路線自体の利便性には課題が残っているため、コロナで減少した利用者がコロナ以前の水準に回復するまでには至らなかった。 | ・路線のスリム化や豊川市への乗り入れについて現在の利用状況やニーズを基に、利用しやすい路線となるよう地域運営団体、交通事業者、豊橋市で協議を重ね、必要な見直しを図る。<br><br>・地元の特産品を活かしたバスツアーを実施するなど、柿の里バスを知らない人、利用したことがない人に対して周知を行う。<br><br>・地域運営団体で沿線企業や事業所を回り、車両広告収入を確保することで、今後も地域全体でバスを支える取組を実施する。<br><br>・地域の集まりや行事に地域運営団体が出向き、PRブースを設置し、チラシの配布や、現状の説明を行う等、今後も呼びかけを行う。<br><br>・以上の取組により、次年度も北部地区の当面の目標である年間利用者数7,200人を目指す。 |
| | | 下条・森岡線（上） | | | | | | |
| | | 石巻西川・賀茂線／<br>下条・森岡線（上、石老福通過） | | | | | | |
| 東海交通（株） | 南部地区（愛のりくん） | 高根・芦原 | ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「徳川家康謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】<br><br>・各地区の定例会において、利用実績を共有した。利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。【再掲】<br><br>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。【再掲】<br><br>・現行の利用方法や運行内容に対する要望について役員会議で意見交換を行った。 | A | 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。 | A | 【達成状況】<br>豊橋市南部地区の目標である、年間（R4.10～R5.9）の利用者数2,100人に対し、年間の利用者数2,202人となり目標を達成した。<br><br>【要因】<br>新型コロナによる行動制限が緩和され、外出が増えたことで、毎月安定した利用が見られるようになった。<br>また、愛のりくん通信や市民館だよりでの広報活動や民生委員会への参加など、こまめなPR活動を実施したことで、新規利用者が増加した。 | ・過去のアンケート分析や利用実績をもとに、利用方法・運行内容などに対する課題抽出・改善施策を検討する。また、乗合率を高めるために、移動需要に応じたミーティングポイントの見直しや、より有効な利用時間帯について検討する。<br><br>・引き続き民生委員や関係団体等と連携し、利用状況の情報共有や意見交換などを行う。<br><br>・以上の取組により、南部地区の目標である年間利用者数2,250人を目指す。 |
| | | 豊南・大清水 | | | | | | |
| | | 細谷・二川 | | | | | | |
| | | 小沢・二川 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 東海交通（株） | 前芝地区（しおかぜバス） | 梅薮前芝線 | ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「徳川家康謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】<br><br>・各地区の定例会において、利用実績を共有した。利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。【再掲】<br><br>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。【再掲】<br><br>・豊橋まつり臨時運行を実施した。<br><br>・しおかぜバス・豊橋市民病院 乗継割引きっぷ料金改定について協議した。 | A | 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。 | B | 【達成状況】<br>豊橋市前芝地区の目標は、年間（R4.10～R5.9）の利用者数を8,000人としていたところ、7,850人と目標は達成されなかったものの、昨年比925人増となり、通勤・通学者や高齢者の利用がコロナ前と同程度まで戻ってきている。<br><br>【要因】<br>3年ぶりに開催した豊橋まつりに伴い、しおかぜバスの土日臨時運行を実施したほか、利用促進チラシを発行し、バス沿線の主要施設の紹介や新車両の導入などについて積極的に周知を行った。 | ・利用者9万人達成キャンペーンや、運行開始10周年感謝キャンペーンを行うなど、現利用客の固定化を図る。<br><br>・令和5年10月の豊橋まつりにおいても、土日臨時運行実施を検討し、新規顧客の獲得につなげる。<br><br>・利用促進の機会を増やすために、運営協議会広報部の積極的な活動を促し、地域が作成する広報紙の発行回数を増やしていく。<br><br>・以上の取組により次年度も前芝地区の目標である年間利用者数8,000人を目指す。 |
| | 川北地区（かわきたバス） | 大村系統（左回り）<br><br>大村系統（右回り）<br><br>下地・津田・大村回り（左回り）<br><br>下地・津田・大村回り（右回り） | ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「徳川家康謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】<br><br>・「夏休み小学生50円バス」実施に合わせ、夏休み期間中の小学生の乗車運賃を運営団体で負担し、普段コミュニティバスに接する機会が少ない年齢層の利用を呼びかけた。<br><br>・各地区の定例会において、利用実績を共有した。利用促進の取り組みの企画・実施支援を行った。【再掲】<br><br>・啓発チラシ、会合での周知活動、本協議会への取組報告等を行った。【再掲】<br><br>・令和5年4月にルートやバス停位置の見直しを行った。<br><br>・利用者3万人達成記念企画を実施した。<br><br>・回数券の割引販売を実施した。<br><br>・沿線施設で、豊橋創造大学の学生と交流しながら地域力向上講座へ参加した。<br><br>・協力店舗制度を実施した。 | A | 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。 | B | 【達成状況】<br>豊橋市川北地区の目標は、年間（R4.10～R5.9）の利用者数を6,000人としていたところ、4,461人と目標は達成されなかったが、利用促進イベント等の実施により、昨年比944人増まで回復している。<br><br>【要因】<br>例年好評の牛川の渡しツアーが、台風2号の影響で開催中止となり、夏休み期間中の子供の利用が減少した。しかしながら、各種キャンペーンなどの利用促進事業を積極的に実施したほか、令和5年4月からのルート変更に伴い、新しいダイヤでのお出掛け方法などを周知しているところである。 | ・令和5年4月から変更した新ルート定着に向けて、地元住民を中心にさらなる周知を図る。<br><br>・運行地域の住民が主体となり、バスを利用した地域の特性や魅力を地域内外に発信するツアーを今後も継続して実施していく。特に、次年度は復旧が見込まれる牛川の渡しを活用したツアーイベントを実施し、積極的な利用促進を図る。<br><br>・沿線付近にある豊橋創造大学との連携を進め、利用促進を図っていく。<br><br>・老人クラブ等地域関係団体と連携し、バス利用の呼び掛けを行い、利用促進を図る取組を実施する。<br><br>・以上の取組により、次年度も目標である年間利用者数6,000人を目指す。 |
| 豊鉄バス（株） | 野依地区 | 三本木線（くすのき特別支援学校）<br><br>三本木線（野依） | ・東三河8市町村内で「夏休み小学生50円バス」を実施し、広域移動をしやすい環境づくりを行うとともに、「徳川家康謎解きゲーム」を同時期に開催し、各地域内の路線及び地域間幹線の利用促進を図った。【再掲】<br><br>・公共交通マップを配布した。<br><br>・沿線小学校で乗り方教室を実施した。 | A | 補助対象期間中は、所定の事業計画通りの運行が実施された。 | A | 【達成状況】<br>豊橋市野依地区の年間（R4.10～R5.9）目標利用者数である89,900人に対し、年間の利用者数は116,645人と目標は達成された。（昨年比で19,411人増加）<br><br>【要因】<br>沿線小学校にて乗り方教室を実施するなど利用促進を行ったことや行動制限緩和により、通勤・通学利用者や沿線住民の通院や買い物などで利用者が増加した。 | ・路線全体の利用者をさらに増やすために、沿線小学校で乗り方教室を実施し、また、自治会等に利用促進の働きかけを行っていく。<br><br>・公共交通マップを配布する。<br><br>・あなたのまちの時刻表を配布する。<br><br>・利用者をさらに増やすため、お得な乗車券などのPRチラシを配布する。<br><br>・子育て支援施策と連携するなど新たな利用者獲得に向けた取組を検討・実施する。<br><br>・以上の取組を踏まえ、次年度の目標を97,000とするものの、利用状況を観察しながら116,645人の実績を下回らないよう、利用促進に努めていく。 |

協議案第１号

資料1-1

令和５年度　地域公共交通確保維持改善に関する自己評価概要（全体）

# 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

平成２０年３月２８日設置

平成２８年３月３０日　豊橋市都市交通計画策定
令和３年３月３０日　豊橋市都市交通計画中間見直し
（計画期間：平成２８年３月～令和７年３月）

令和４年６月２日　フィーダー系統　確保維持計画策定等

# 1.【Plan】協議会等が目指す地域公共交通の姿



## （１）豊橋市の公共交通

・豊橋駅を中心に民間の豊鉄バスの路線網を放射線状に整備。

・豊川市、新城市、田原市と本市を結ぶ地域間幹線系統がある。

・豊橋駅には、東海旅客鉄道、名古屋鉄道、豊橋鉄道の路線が乗り入れ。

・交通事業者による従来の乗合型公共交通の運行が難しい地域では、地域住民がコミュニティバスを運営。支線公共交通やアクセス交通の役割を果たしている。

## （２）豊橋市地域公共交通網形成計画（豊橋市都市交通計画２０１６－２０２５）

１）計画の期間：平成28年～令和7年度（10年間）

２）基本理念：多様な交通手段を誰もが使え、
過度に自家用車に頼ることなく、
生活・交流ができる都市交通体系の構築

３）基本方針

基本方針１：安全･安心で快適に移動できる交通づくり

基本方針２：まちの魅力・活力を高める交通づくり

基本方針３：環境・健康を意識した交通づくり

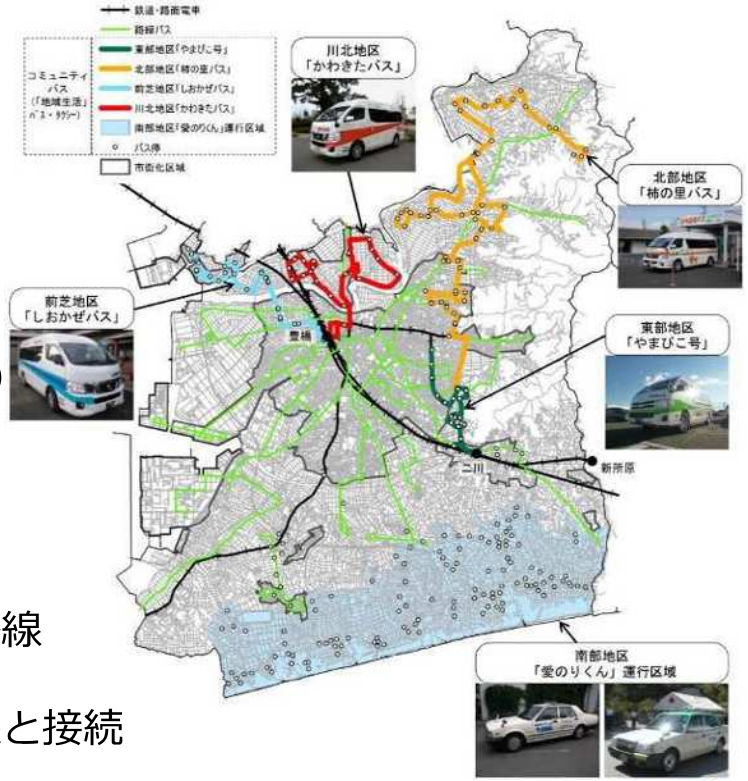


●地域内フィーダー系統確保維持費補助路線
東部地区を除くコミュニティバス４地区、路線バス１路線

●接続状況
豊橋駅で地域間幹線系統の新豊線、豊川線、伊良湖本線と接続
及び赤岩口電停において東田本線と接続

## 2.【Do】目標達成に向けた公共交通に関する主な具体的取組



★：ハード事業　☆：ソフト事業

### 戦略１：公共交通幹線軸の強化

☆乗合事業運転士確保支援事業
就職氷河期世代と乗合事業者とのマッチング支援を実施。運転士確保による公共交通の維持、就職氷河期世代の雇用促進を図った。

★路線バスへのICカードの導入（令和６年度未導入予定）
路線バスの利便性を向上させるため、交通系ICカード導入を行う事業者に対し事業費を補助。（令和５～６年度で整備）
★路面電車軌道敷単路部の改修（東田～競輪場前間）
国と協調して老朽化対策を実施し、安全性を向上させた。
★鉄軌道施設安全対策に係る事業費の補助
コロナ禍の影響により厳しい経営状況にある鉄軌道事業者に対し、施設修繕費等の一部を補助することにより、安全な運行の維持を図った。

▼運転士確保支援事業

### 戦略２：地域拠点における交通結節機能の強化

☆企業シャトルBaaS社会実験事業
企業が運行する送迎バスに市民が相乗りし、県境を跨いで新所原駅まで移動できる社会実験を湖西市と連携し実施中。

☆MaaSの啓発
イベント等でMaaSアプリで販売しているお得な電子乗車券の周知を行った。

▼企業シャトルBaaS

## 2.【Do】目標達成に向けた公共交通に関する主な具体的取組



### 戦略３：まちなか交通の魅力向上

☆カーフリーデーの実施
中心市街地のにぎわいの拠点である「まちなか広場」で実施。イベントの主旨である、交通を切り口として車に過度に依存しない生活を考える啓発パネルを展示したほか、路線バスの乗車体験、交通事業者や近隣商店街等と連携して公共交通利用を促す企画を行い、公共交通を身近に感じてもらう機会を創出した。

◀カーフリーデー

☆鉄道・鉄軌道及びバスを活用したウォーキングイベントの実施（参加者：411名）
まちなか図書館やまちなかイベント等と連携したウォーキングイベントを開催し、公共交通に乗る習慣のきっかけづくりを創出した。

ウォーキングイベント▶

### 戦略４：自転車や公共交通を中心としたライフスタイルへの転換

☆デジタルサイクルラリーの開催(参加者: 2 日間計33名)
デジタルサイクリングマップの活用とあわせて、自転車の組み立て方や走行前の安全確認方法の講習会を実施することで安全・快適な日常利用のきっかけを創出した。

☆夏休み小学生５０円バス＆徳川家康謎解きゲームの開催
こども中心にバスを身近に感じてもらう機会を創出した。

▼デジタルサイクルラリー

▼東三河イベント

## 3.【Check】計画の目標の達成状況とその理由についての考察



### （１）豊橋市地域公共交通網形成計画（Ｈ２８年～Ｒ７年（２０１６年～２０２５年））

| 目標 | 評価指標 | 目標 | 実績値<br>上段:R4年度　下段:R3年度 | 達成状況 |
|---|---|---|---|---|
| 目標１：<br>人にやさしく移動しやすい交通環境を実現する | 自転車・公共交通の利用のしやすさにおいて満足と感じる人の割合 | 自転車40%<br>公共交通45% | [自転車]34.6%<br>（32.0%）<br>[公共交通]42.4%<br>（40.7%） | 未達成 |
| | 歩行者・自転車が関わる交通事故件数 | 592件／年<br>からの減少 | 347件／年<br>（422件／年） | 達成 |
| 目標２－１：<br>まちづくり施策と連携した公共交通ネットワークを形成する | 公共交通の<br>１日当たり利用者数 | [主要鉄道駅]<br>58.5千人／日平均<br>[路面電車･路線バス]<br>23.6千人／日平均<br>上記数字を維持 | [主要鉄道駅]<br>49.1千人／日平均<br>（43.5千人／日平均）<br>[路面電車･路線バス]<br>20.0千人／日平均<br>（19.1千人／日平均） | 未達成 |
| 目標２－２：<br>まちなかの賑わいを創出する交通環境を実現する | 中心市街地内の<br>休日歩行者通行量 | 63,000人／日以上 | 44,555人／日<br>（52,228人／日） | 未達成 |
| 目標３：<br>環境負荷軽減、健康増進に寄与する交通行動の実現を促す | 市街化区域内の<br>歩行者・自転車の<br>利用割合 | 11.3%からの増加 | 10.4%<br>（8.9%） | 未達成 |

【考察】前年と比較して、公共交通の利用者数が増加しており、コロナ禍からの一定の回復傾向がみられた。また自転車・公共交通利用の満足度も上がっており、自転車利用環境の整備やスマホを使用したデジタル環境整備の一定の効果が表れている。

【今後の方針】公共交通のキャッシュレス決済やMaaSなどデジタル環境の充実やまちなかでのイベントと連携した利用促進を積極的に行うことで、まちなかの賑わいの創出と共に公共交通の利用者数や満足度の向上を図る。また、自転車通行空間の整備と共に、利用促進イベントを実施することで、更なる自転車の満足度の向上を図る。

## 3.【Check】計画の目標の達成状況とその理由についての考察



（２）地域内フィーダー系統確保維持計画（Ｒ４.１０.１～Ｒ５.９.３０）

| 地区 | 目標値 | 実績値（昨年利用者数） | 達成状況 |
|---|---|---|---|
| 北部地区（柿の里バス） | 7,200人 | 3,725人（3,546人） | 未達成 |
| 南部地区（愛のりくん） | 2,100人 | 2,202人（2,179人） | 達成 |
| 前芝地区（しおかぜバス） | 8,000人 | 7,850人（6,925人） | 未達成 |
| 川北地区（かわきたバス） | 6,000人 | 4,461人（3,517人） | 未達成 |
| 野依地区（豊鉄バス・三本木線） | 89,900人 | 116,645人（97,234人） | 達成 |

北部地区：バスツアーの実施等により、昨年比179人増加となった。路線自体の利便性には課題が残っているため、豊川乗り入れ・路線のスリム化など抜本的なルート変更を検討する。

南部地区：地道なPR活動による新規客の獲得や、現利用客の安定した利用により、目標値を達成した。引き続き、民生委員・関係団体等との連携を図り、情報提供や意見交換を行う。

前芝地区：昨年比925人と増加傾向にある。９万人達成キャンペーン等で現利用客の固定化を図るとともに、豊橋まつりに合わせた臨時運行便の実施等で新規顧客の獲得につなげる。

川北地区：各種キャンペーンの実施により、昨年比944人増加となった。令和5年4月から変更した新ルート定着に向けて、地元住民を中心にさらなる周知を図る。

野依地区：コロナウイルス感染症の影響は残っているものの、行動制限緩和により、利用者が増加した。

【今後の方針】

利用者に寄り添ったルートの見直しやミーティングポイントの見直しを検討するほか、各地区の特色を活かした利用促進等を実施する。

上記自己評価について、令和5年11月27日開催の豊橋市地域公共交通活性化推進協議会で協議

## 4.【Act】計画目標の達成に向けた今後の取組方針　の作成



○課題①：自転車・公共交通の満足度が目標を達成しなかった。
　→公共交通の維持・強化、利便性の向上に関する課題

今後の取組み内容：コミュニティバスや路線バスの運行改善や乗換機能の強化など満足度の向上につながる取組みを実施

①路線バスの利便性向上の推進
　→令和６年度末のICカード導入に向けた環境整備や周知
②コミュニティバスの利便性向上の推進
　→利用者アンケートを踏まえ、ルートやミーティングポイントの見直しを検討
　　デジタル決済手法の導入について検討
③乗換機能・交通結節機能の強化
　→MaaS推進によるデジタル環境の充実や自転車通行空間の整備

○課題②：地域内フィーダー系統確保維持計画の目標値に至らない地区があった。
　→新型コロナウイルス感染症による利用者減と新たな利用者の創出及び定着化に関する課題

今後の取組み内容：路線再編と利用促進の実施

①利用者の要望に応じた路線再編
　→北部地区での路線のスリム化や豊川市への乗り入れの検討、地域運営団体が行うアンケート結果に基づいた路線再編を検討
②利用促進イベント等の実施
　→各地区の特色を活かしたツアーイベントなど、積極的に利用促進等を実施
③新たな利用者獲得
　→子育て支援施策と連携するなど、新規利用者の獲得・定着につながる取組を検討・実施

## 5.直近2年間の二次評価の活用・対応状況



| 年度 | 二次評価結果 | 事業評価結果の反映状況（具体的対応内容） | 今後の対応方針 |
|---|---|---|---|
| 前回（令和５年３月１０日） | 地域間幹線系統の状況も意識しつつ、今後も東三河地域が一体となった取組の継続について引き続き期待します。 | 夏休み期間中の東三河地域のバス運賃を５０円にするとともに、東三河地域を電車やバスで周遊するイベントを実施した。 | 路線の魅力を向上させるため、東三河地域８市町村が一体となった協議会を継続的に開催し、利用促進イベントの実施等を検討する。 |
| | 地域間幹線系統のうち、豊川線の一部系統については輸送量が補助要件をわずかに上回る数値となっており、沿線にて開業する大規模商業施設開業を好機と捉えた新豊線との一体的な利用促進を図り、沿線市と連携して利用者数向上に向けた取り組みに努められるよう期待します。 | MaaSについて、交通事業者、愛知県、東三河地域８市町村で意見交換を行うとともに、カーフリーデーイベントや豊鉄グループ主催のデジタルスタンプラリーにおいて、MaaSの普及啓発を行った。 | MaaS推進のため、東三河一体で交通データのオープンデータ化に努め、交通情報の充実化を図るとともに、MaaSアプリ内で移動目的地となる店舗や観光情報等の掲載を検討する。 |

## 5.直近2年間の二次評価の活用・対応状況



| 年度 | 二次評価結果 | 事業評価結果の反映状況<br>（具体的対応内容） | 今後の対応方針 |
|---|---|---|---|
| 前回（令和５年３月１０日） | 各地区ごとの課題や利用特性を勘案しながら、各地域の課題の解決及び、運行継続基準の達成に向けて、更に寄り添った支援をされ、地域の需要に応じた継続的な運行が実施できるよう取り組まれることを期待します。<br><br>特に柿の里バスについては、路線のスリム化や豊川市への乗り入れの要望などがあり、地域の声や課題に寄り添って向き合い、着実に対応されるよう期待します。 | 各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行った。<br>一部の地区ではアンケートを実施・分析を行い、地域の要望を踏まえながら、ルートの再編成等の検討を行った。<br><br>柿の里バスの豊川乗り入れについては、利用者アンケート及び一部地域への住民アンケートを実施し、その意見を基に地域運営団体・交通事業者、本市で議論を行い、ルート・ダイヤの作成等を進めた。 | 引き続き、各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行うとともに、利用者に寄り添ったルート・ミーティングポイントの見直しを検討する。<br><br>柿の里バスについては、更に議論を行い、ルート・ダイヤ等を固め、令和６年度上期中の運行開始を目指していく。 |

## 5.直近2年間の二次評価の活用・対応状況



| 年度 | 二次評価結果 | 事業評価結果の反映状況（具体的対応内容） | 今後の対応方針 |
|---|---|---|---|
| 前々回（令和４年３月１０日） | 地域間幹線系統の状況も意識しつつ、今後も東三河地域が一体となった取組の継続について引き続き期待します。 | 夏休み期間中の東三河地域のバス運賃を５０円にするとともに、東三河地域を電車やバスで周遊するイベントを実施した。 | 路線の魅力を向上させるため、東三河地域８市町村が一体となった協議会を継続的に開催し、利用促進イベントの実施等を検討する。 |
| | 地域間幹線系統のうち、特に豊川線については輸送量が補助要件を下回った結果となっているため、大規模商業施設開業に伴う新豊線と一体となった再編検討を進め、沿線市と連携して利用者回復に努められるよう期待します。 | 大規模商業施設開業に向けて、豊川市及び豊鉄バスに新豊線ダイヤ改正について進言し、豊橋から商業施設までのルート再編を検討した。<br>また、東三河地域の連携を深めるため、ＭaaSについての情報共有を行った。 | 豊川市及び豊鉄バスと連携して、大規模商業施設開業時にバスの便利な使い方や乗り方を周知するなど、公共交通利用啓発を行う。 |

## 5.直近2年間の二次評価の活用・対応状況



| 年度 | 二次評価結果 | 事業評価結果の反映状況（具体的対応内容） | 今後の対応方針 |
|---|---|---|---|
| 前々回（令和４年３月１０日） | 市街化区域内の歩行者・自転車の利用割合等の指標は、まちづくりとの連携からも重要な観点であることから、今後も適切にチェックいただけるよう期待します。 | チェックを行った結果、令和２年度は１０．０%、令和３年度は８．９%であった。 | 引き続きチェックを行うとともに、環境や健康に配慮した意識変革を促す施策を実施していく。 |
| | 各地区ごとの利用特性を勘案しながら、利用実態や地域の要望に基づく点検を進められるよう期待します。<br>特に柿の里バスの豊川市への乗り入れ等については積年の懸案でもあるため、豊川市や地域運営団体とともに着実に進められるよう期待します。 | 一部の地区ではアンケートを実施・分析を行い、地域の要望を踏まえながら、ルートの再編成等の検討を行った。<br>柿の里バスの豊川乗り入れについては、アンケート結果を地域運営団体・豊川市と共有し、意見交換を行った。 | 各地区の定例会において、利用実績の共有及び利用促進の取組の企画・実施支援を行う。<br>柿の里バスについては、豊川市乗り入れ等について更に議論を行い、有効なルート編成が出来るよう検討する。 |

# 6.計画・評価の推進体制



〈年間単位の進捗管理、評価スケジュール〉

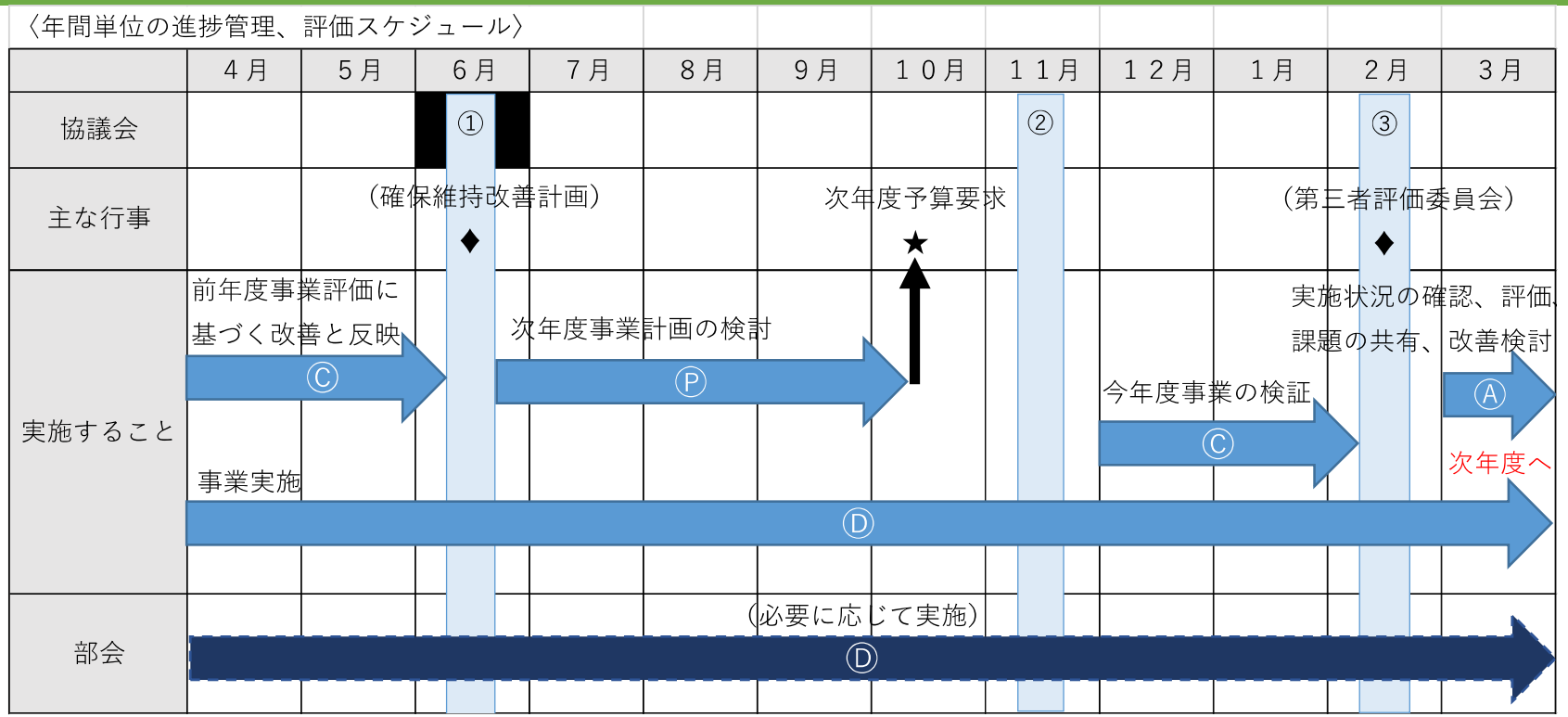


【協議会の実施状況】

第１回協議会　令和５年６月２８日

主な議題：地域内フィーダー系統確保維持計画の策定について

第２回協議会　令和５年９月２９日（書面協議）

主な議題：豊鉄バス株式会社運行の路線バス協議路線の運賃改定について

第３回協議会　令和５年１１月２７日

主な議題：地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

第４回協議会　令和６年２月２１日

主な議題：事業計画及び収入支出予算について

中運交企第１５１号
令和5年3月10日

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
会長 杉木 直 殿

中部運輸局長
（公印省略）

令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の二次評価について（通知）

日頃より国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般報告された標記事業にかかる一次評価について、これを基に二次評価を行ったため、別紙のとおり通知します。

なお、二次評価結果は協議会等において共有するとともに、次年度以降の計画等に反映いただくようお願いします。

【問合せ先】
中部運輸局交通政策部 交通企画課
TEL：052-952-8006

（別紙）中部運輸局二次評価結果 令和5年3月10日付け中運交企第151号通知

| | |
|---|---|
| 自治体・協議会名 | 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 |
| 評価対象事業 | 地域内フィーダー系統 |

二次評価結果

**評価できる取組**

・「夏休み小学生50円バス」や「バス整理券ラリー＆歴史謎解きゲーム」などを実施され、東三河地域の関係者が連携して継続的にバスの利用促進に取り組まれていることが確認できました。
・公共交通で図書館へ行く図書館ツアーの実施、公共交通を活用したウォーキングイベントの実施、公共交通利用を題材にしたすごろくの作成・配布、エコ通学啓発リーフレット五集印帳の作成・配布、カーフリーデーの実施、あなたの乗り方講座の実施など、公共交通利用への周知・啓発と促進に係る取り組みを様々な観点から数多実施されていることを確認しました。
・特に、路面電車を使った「おはなしでん」の実施や、日本モビリティ・マネジメント会議より表彰を受けた公共交通をテーマとする絵本の作成及び各種施設への配架の取り組みは、他の自治体にはない非常にユニークな取り組みであり、公共交通のイメージ向上・利用促進に先進的に取り組まれていることを評価します。
・バス運転手確保に向けた定住外国人及び就職氷河期世代と乗合事業者とのマッチング施策については、運輸業界の課題である運転手不足に的確に取り組まれていることから評価します。
・フィーダー系統の現況についてよく整理されており、地域運営団体がより主体的に活動できるよう地域運営団体に寄り添って支援されていることと、地域運営団体が主体的に取り組まれていることを評価します。

**期待する取組**

・地域間幹線系統の状況も意識しつつ、今後も東三河地域が一体となった取り組みの継続について、引き続き期待します。
・地域間幹線系統のうち、豊川線の一部系統については輸送量が補助要件をわずかに上回る数値となっており、沿線にて開業する豊川市の大規模商業施設開業を好機と捉えた新豊線との一体的な利用促進を図り、沿線市と連携して利用者数向上に向けた取り組みに努められるよう期待します。
・各地区ごとの課題や利用特性を勘案しながら、各地域の課題の解決及び、運行継続基準の達成に向けて、更に寄り添った支援をされ、地域の需要に応じた継続的な運行が実施できるよう取り組まれることを期待します。
・特に柿の里バスについては、路線のスリム化や豊川市への乗り入れの要望などがあり、地域の声や課題に寄り添って向き合い、着実に対応されるよう期待します。

資料２

協議案第２号

# 東部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

## １　本格運行継続基準の達成状況

### ①　主　体　性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年２回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、東山バス運営協議会から
**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**
**【報告日】**
**令和5年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年6月28日）**
**令和5年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年11月27日）**

⇒ **達成**

### ②　利　用　度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 上半期 |
|---|---|---|---|
| 収支率 | 25.0% | 23.6% | 19.0% |

⇒ **達成**

※「運賃収入等」には広告収入を算入

### ③　継　続　性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・基準額＋予備車経費を欠損額の上限に設定
（東部地区は 625 万円（基準額）+予備車経費/年）

| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 上半期 |
|---|---|---|---|
| 欠損額 | 4,978,123 円<br>（基準値<br>5,871,984 円） | 4,758,926 円<br>（基準値<br>5,787,940 円） | 2,611,769 円<br>（基準値<br>3,157,720 円） |

⇒ **達成**

## ２　東部地区「地域生活」バス・タクシーの令和６年度の対応（案）について

令和４年度及び令和５年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和６年度は引き続き本格運行を継続する。

**豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）**

（本格運行事業の継続）

第１１条　本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

２　前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

資料２－１

# 東山バス運営協議会の取組について

東山バス運営協議会

## １　令和５年度上半期の取り組み及び実施結果について

### （１）協議会会合

令和５年度総会、月度定例会（上半期６回)、役員会（随時）

### （２）支援会員の募集（1,000 円/１口）

５４名６８口

### （３）運行１５周年＆利用者数１１万人達成記念イベントの実施

①記念品作成、配布

「東山バス１５周年＆１１万人達成記念」のロゴが入ったタオルを作成。８月中に東山バス車内で配布。

②バスツアーの実施

「夏休みキラキラスポットめぐりバスツアー」を実施。（８月２２日、２５日、３０日）

３日間で合計１８人参加。

### （４）印刷物の作成及び広報活動

「やまびこ号通信 31 号」の発行。（東山地域へ各戸配布）

バス停に設置した情報ＢＯＸでパンフレット等を配布。

### （５）夏休み小学生 50 円バス実施に伴う小学生の乗車運賃無料キャンペーンの実施

小学生の運賃 50 円を東山バス運営協議会で負担し、無料とするキャンペーンを実施。

【実施期間】令和５年７月 21 日～８月 31 日

【利用者数】36 名

### （６）停留所機材の更新

老朽化していた運動公園前バス停ヘッドパネル交換を実施。（７月）

### （７）停留所周辺の美化

停留所付近の草刈等の実施。

季節に合わせて、チューリップやひまわり、彼岸花などを植えた。

### （８）シルバークラブに協力いただき「やまびこ号 on ミニツーリスト」として、補助金を交付（令和２年 10 月～）

やまびこ号を利用して出掛けた方１名につき、１，０００円分の補助金を交付。

４３名の利用（乗車数８６回）があった（令和５年度上半期分)。

## ２　利用者数の推移

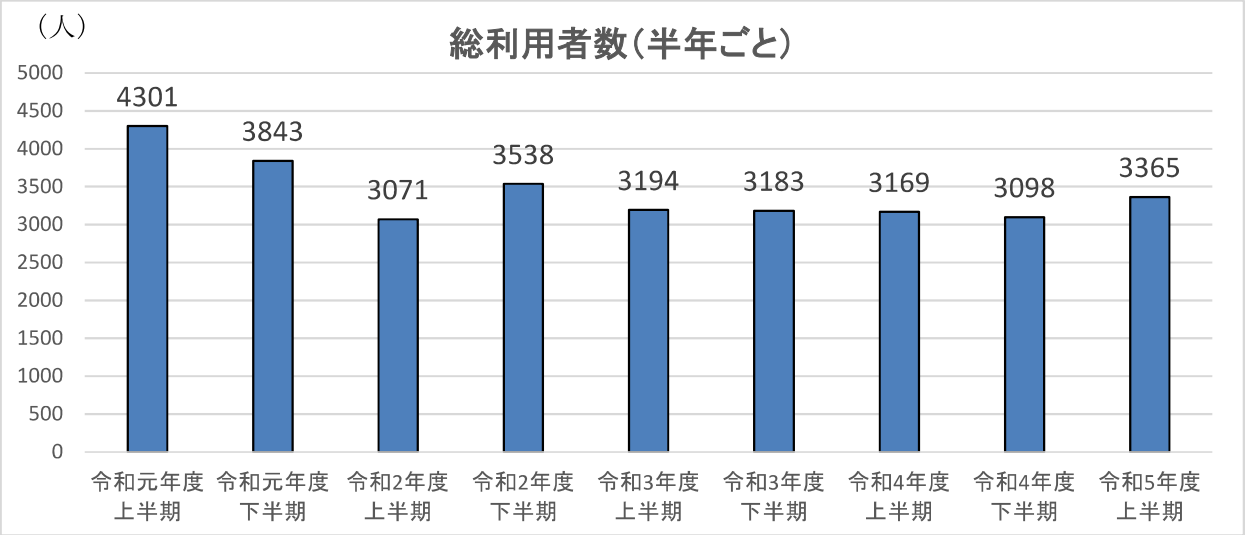


## ３　今後の利用促進について

### （１）協議会会合の実施

毎月１回の運営協議会を開催し、利用状況の確認や対策等について話し合う。

### （２）印刷物の作成及び広報活動

やまびこ通信の発行を通して、東山バスの魅力や利便性などを伝える。
沿線地域の施設や地元のイベントにて、チラシ配布やパネル展示など東山バスの PR を行う。

### （３）利用促進イベントの実施

時期に応じたイベントやキャンペーンを実施する。
シルバークラブと連携して、ミニツーリストを実施する。

### （４）路線やダイヤの見直し

利用状況の分析や住民へのアンケートを実施し、需要に合わせた路線やダイヤの見直しを検討する。

資料３

協議案第３号

# 北部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

## １　本格運行継続基準の達成状況

### ①　主　体　性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年２回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、北部石巻西川・賀茂線運営協議会等から**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**
**【報告日】**
**令和5年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年6月28日）**
**令和5年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年11月27日）**

⇒ **達成**

### ②　利　用　度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

・　収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 上半期 |
|---|---|---|---|
| 収支率 | 15．6% | 12．6% | 13．8% |

⇒ **未達成**

※「運賃収入等」には広告収入を算入

### ③　継　続　性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・基準額＋予備車経費を欠損額の上限に設定
(北部地区の場合は、石巻西川・賀茂地区と下条地区の１地区当たり 612 万円+予備車経費/年)

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 上半期 |
|---|---|---|---|
| 欠損額 | 5,206,113 円 | 4,840,204 円 | 5,198,301 円 |
| 上限額 | 5,601,114 円 | 5,600,756 円 | 6,150,756 円 |

⇒ **達成**

※金額は１地区あたりの金額に換算。

## ２　北部地区「地域生活」バス・タクシーの令和６年度の対応（案）について

令和４年度、令和５年度上半期について、②利用度において本格運行継続基準を達成していないものの、現行ルートの一部見直し、積極的な広告収入の獲得に加え、路線のスリム化・豊川延伸を中心とした抜本的なルート再編、地元の特産品を活かしたバスツアーなど、地域運営団体の積極的な取組により、今後基準の達成が見込まれることから、要綱第１１条第２項に基づき令和６年度は引き続き本格運行を継続する。

**豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）**

（本格運行事業の継続）

第１１条　本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

２　前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

資料３－１

# 石巻・下条地域交通推進委員会の取組について

石巻・下条地域交通推進委員会

## １　令和５年度上半期の取組及び実施結果について

（１）推進委員会等の開催
開催回数７回（うち、総会１回、推進委員会１回、小委員会５回）（令和５年９月末時点）

（２）利用者増加、安定運行を目指した抜本的なルート再編の検討
・豊川駅までのルート延伸
・市内ルートの充実・効率化

（３）地元の特産品を活用したバスツアーの実施
（ア）シャインマスカット収穫ツアー
【実施期間】７月２４日、７月２５日、７月２６日
８月７日、８月８日、８月９日
【参 加 者】３３名

（イ）栗の収穫＆モンブラン作り体験バスツアー
【実施期間】９月１３日、９月１５日、９月２０日、９月２２日
【参 加 者】２５名

※下期には柿収穫ツアー（１１月６日、８日、１０日実施、参加者１８名）やいちご収穫ツアーを実施予定

（４）夏休み小中学生無料キャンペーン実施
【実施期間】令和５年７月２１日～８月３１日
【対　　象】小中学生以下無料。また小中学生１人に対し同伴者１人も無料。
【利 用 者】小学生４４名、同伴者２３名（R４実績：小学生２名、同伴者２名）

（５）第１便運行経路の変更
利便性向上を図るため、第１便を「金田住宅前」バス停に停車する経路に変更
※１０月２日から経路変更

（６）「柿の里バスニュース」の発行
石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区にキャンペーンの情報や運行ダイヤ等を記載した、「柿の里バスニュース」を回覧。
【対象校区】石巻・嵩山・西郷・玉川・賀茂・下条・鷹丘の各校区
【実施期間】令和５年４月～令和５年９月で５回　通算１３２号まで発行。

2　利用者数の推移

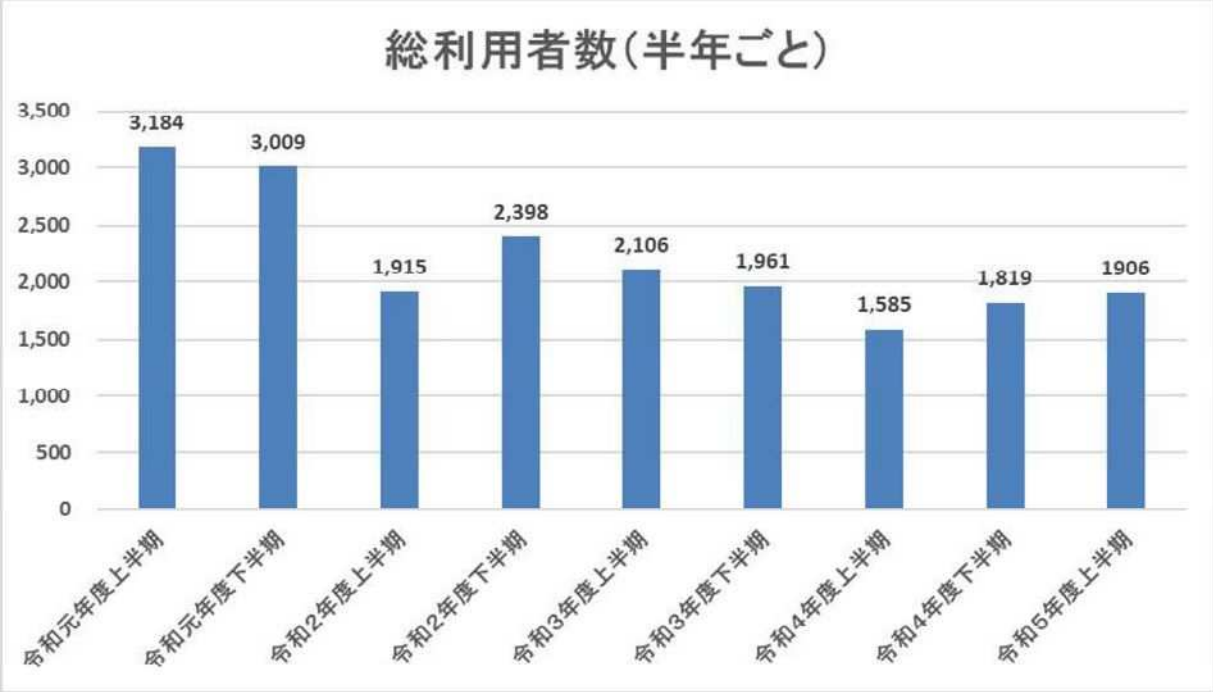


3　前回計画からの進捗について

（１）短期対応策（目標利用者数：２６０人/月→３５０人/月　結果：３１７人／月
目標収支率：１１%→１５%　結果：１３.８%）

現状、目標数値には届いていないものの、下記取組により利用者数・収支率は改善傾向。
今後は、第１便のルート変更、バスツアーの実施により利用者増加が見込まれる。
また、車体広告の掲載企業を増やすことで、広告収入増加を図り、収支率１５%を目指していく。

【実施した取組】
・計２回のバスツアーの実施（合計５８名の参加）
・地元企業への広告掲載要請（掲載企業：１１社→１５社　収入：４４５千円→５４１千円）
・第１便の運行経路変更（１０月より金田住宅前からの乗車が増加する見込み）

【これから実施する取組】
・柿収穫体験（１１月実施済み）、いちご収穫体験（２月）バスツアーの実施
・１１月に開催される地区市民館まつりで柿の里バスのＰＲ（市民館７ヶ所）

（２）長期対応策（目標利用者数：５００人/月、目標収支率：１８%）

抜本的なルート再編を行うことで、長期的に安定した運行ができるようにする。

【実施した取組】
・各地区から委員を選抜し、毎月の小委員会及び随時の検討会を開催
・豊川駅までのルート延伸、市内ルートの充実・効率化を織り込んだルート案を検討
・柿の里バス利用者アンケート、賀茂・西郷地区への住民アンケートを実施し、ニーズを調査・分析
・豊川市との連携可能性について協議

【これからのスケジュール】

| | |
|---|---|
| Ｒ５．１１月末 | 柿の里バス全体委員会でルート案を共有 |
| Ｒ５．１２月 ～ Ｒ６．１月 | 関係各所との調整、ルート案確定 |
| Ｒ６．１月 | 公聴会の実施 |
| Ｒ６．２月 | 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会にて協議 |
| Ｒ６．４月 | 新ルート開始 |

（３）意気込み

足元の収支率を何とか改善すべく、地元の特産品を生かしたバスツアーを積極的に実施したほか、一部ルートの変更を行った。また、広告収入獲得にも努め、掲載企業を増加させた。結果的には、Ｒ５上半期の収支率は１５％に届かなかったが、着実に収支は改善しており、 令和５年度下期からはルート変更の効果が出てくることや、新規のバスツアーの実施により利用者増加が見込まれる。

抜本的なルート変更についても、毎月議論を重ね、ルートやダイヤの案も形になってきた。何より地域運営団体委員、交通事業者、行政全員が一丸となって、収支改善策に取り組む自主性・積極性が醸成されている。最後まで議論を重ね、皆さまに乗っていただけるような新しい柿の里バスを目指していきたい。

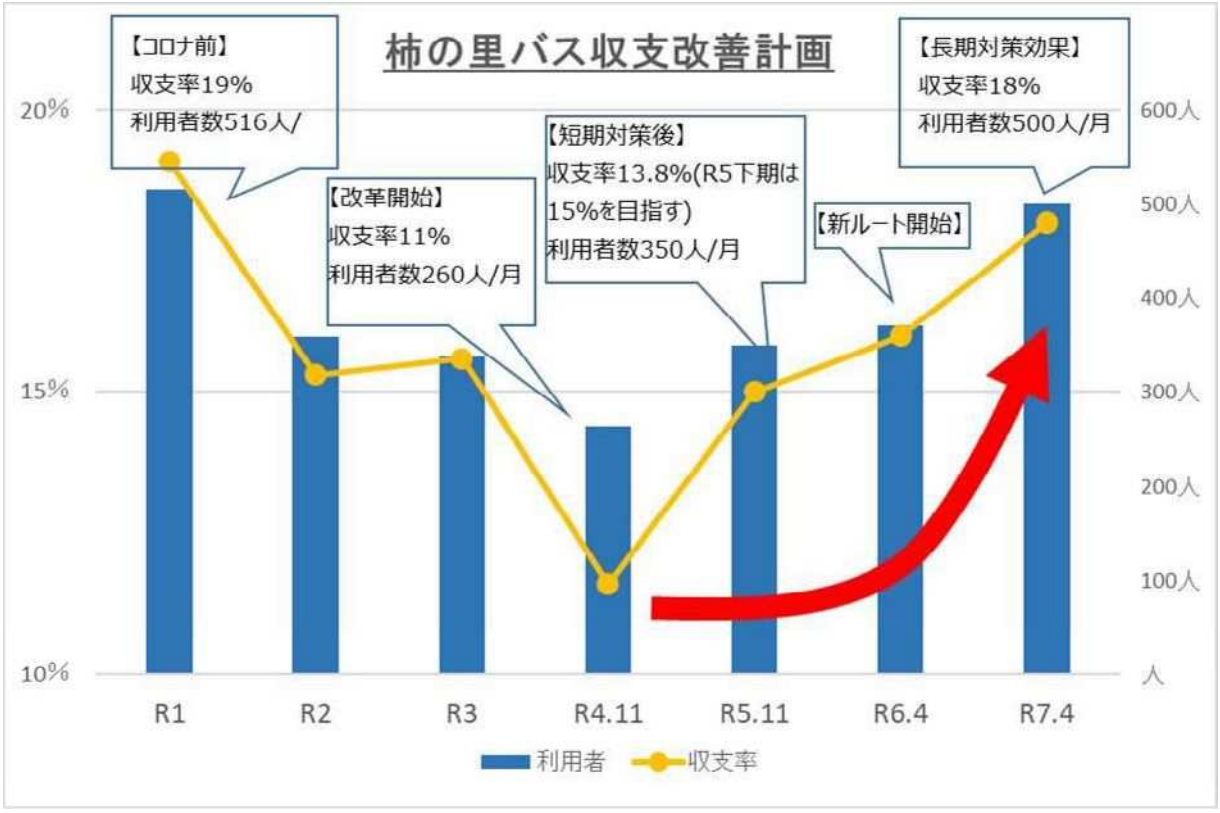

資料４

協議案第４号

# 南部地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

## １　本格運行継続基準の達成状況

### ①　主　体　性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年２回程度報告することを義務付け

**豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、五並地域公共交通運営委員会等から利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**
**【報告日】**
**令和5年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年6月28日）**
**令和5年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年11月27日）**

→ **達成**

### ②　利　用　度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

・ デマンド型運行における基準として、利用者数（年度の利用者数）の基準を設定

〔基　準（本格運行事業の継続における基準）〕
次のいずれかを満たしていること
A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること
B. 当該年度の利用者数が前２年度の利用者数のうち、どちらか少ない年度の利用者数に 100 分の 105 を乗じて得た数以上であること

**A. 当該年度の利用者数が対象の地域に居住する 75 歳以上の人口数以上であること**

令和４年度の達成状況

| 地区名 | ① 75 歳以上の人口（令和３年 10 月現在） | 比較対象人口数 | 令和４年度利用者数 |
|---|---|---|---|
| 細谷・小沢地区 | ７９７人 | ７９７人 | １，０８５人 |
| 高豊地区 | ６８４人 | ６８４人 | １，０６１人 |

→ **達成**

令和５年度上半期の達成状況

| 地区名 | ① 75 歳以上の人口（令和４年 10 月現在） | 比較対象人口数（①／２） | 令和５年度利用者数 上半期 |
|---|---|---|---|
| 細谷・小沢地区 | ８２１人 | ４１１人 | ５４９人 |
| 高豊地区 | ７１２人 | ３５６人 | ５６２人 |

→ **達成**

## ③　継　続　性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・**基準額＋予備車経費を欠損額の上限に設定**
**（南部地区の場合は、556 万円／年が上限）**

| | 地区名 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度<br>上半期 |
|---|---|---|---|---|
| 欠損額 | 細谷・小沢地区 | 4,218,640 円<br>（基準額<br>5,060,000 円） | 4,035,068 円<br>（基準額<br>5,060,000 円） | 2,214,470 円<br>（基準額<br>2,780,000 円） |
| | 高豊地区 | 2,651,700 円<br>（基準額<br>5,060,000 円） | 2,969,127 円<br>（基準額<br>5,060,000 円） | 1,878,545 円<br>（基準額<br>2,780,000 円） |

→ **達成**

## ２　南部地区「地域生活」バス・タクシーの令和６年度の対応（案）について

令和４年度及び令和５年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和６年度は引き続き本格運行を継続する。

豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）

（本格運行事業の継続）

第１１条　本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

２　前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

資料4－1

# 表浜地域公共交通推進委員会の取り組みについて

表浜地域公共交通推進委員会

## 1．令和５年度上半期の取り組み及び実施結果

（１）運行内容の変更と協議

具体的な運行内容変更は無し。

（２）利用促進の取り組み

①民生委員・関係団体等との連携

実際に利用される可能性が高い方へ周知を図るため、民生委員会へ参加し、情報提供、意見交換を行った。（8月　高豊、五並民生委員会）

②推進委員会委員への情報周知

推進委員会全委員へ各校区別、目的地別利用状況の推移・特徴等を周知し更に地域住民へ利用促進の広報活動を依頼した。（7月）

③役員会議の開催

現行の利用状況報告と運行内容に対する要望等について意見交換を行った。（9月）

（３）のりば設備の維持・管理

①のりばの劣化状況を確認する一斉点検を実施した。（4月～）

## 2．利用者数の推移

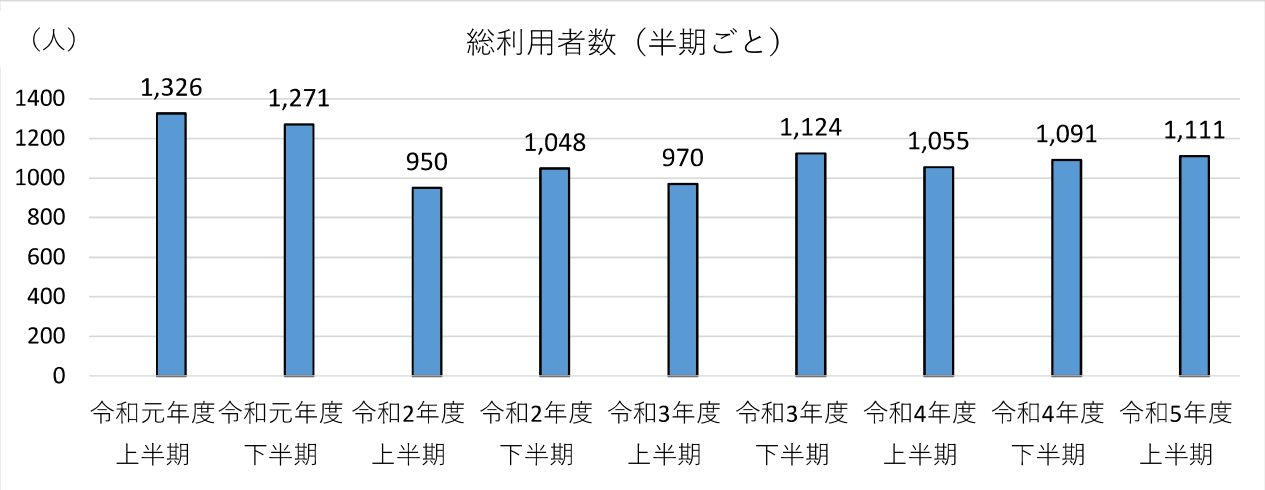


## 3．今後の利用促進の取り組みについて

（１）愛のりくん通信発行による情報提供と利用促進活動の実施。（11月、2月）

（２）地域関係団体へ利用状況の提供と意見交換の実施。（11月）

（３）のりば設備の点検実施による運行環境整備の実施。

（４）のりばの設置場所を点検し、需要の見込める場所への設置・移設を検討。

資料５

協議案第５号

# 前芝地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

## １　本格運行継続基準の達成状況

### ①　主　体　性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年２回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、しおかぜバス運営協議会から
**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**
**【報告日】**
**令和5年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年6月28日）**
**令和5年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年11月27日）**

→ **達成**

### ②　利　用　度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

・収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>上半期 |
|---|---|---|---|
| 収支率 | 29.5% | 31.1% | 29.7% |

→ **達成**

※「運賃収入等」には広告収入を算入

### ③　継　続　性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・基準額＋予備車経費を欠損額の上限に設定
（前芝地区は 612 万円（基準額）+予備車経費/年）

| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度<br>上半期 |
|---|---|---|---|
| 欠損額 | 5,665,564 円<br>（基準値<br>5,751,985 円） | 5,070,893 円<br>（基準値<br>5,667,941 円） | 2,941,791 円<br>（基準値<br>3,092,720 円） |

→ **達成**

## ２　前芝地区「地域生活」バス・タクシーの令和６年度の対応（案）について

令和４年度及び令和５年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和６年度は引き続き本格運行を継続する。

**豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）**

（本格運行事業の継続）

第１１条　本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

２　前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

資料５－１

# しおかぜバス運営協議会の取組について

しおかぜバス運営協議会

## １　令和５年度上半期の取り組み及び実施結果について

### （１）運営協議会の開催状況

開催回数４回（うち、総会１回、定例会３回)。２か月に１回程度、開催した。

### （２）利用促進の取り組み

①「しおかぜバスニュース」の発行（広報とよはし配布に合わせ、組回覧）

【掲載内容】No.28　しおかぜバス沿線の神社紹介

No.29　豊橋まつり臨時運行の告知

【配布校区】前芝校区・津田校区（清須町、川崎町）

◂バスニュース No.28

◂バスニュース No.29

②利用者通算９万人達成キャンペーンの検討

### （３）しおかぜバス・豊橋市民病院 乗継割引きっぷ料金改定の協議

豊鉄バス株式会社の運賃改定実施（12 月１日予定）に伴い、しおかぜバス・豊橋市民病院 乗継割引きっぷの料金改定について協議した。

【改定日】令和５年 12 月１日（予定）

【改定額】改定前／大人 310 円、小人 160 円➡改定後／大人 330 円、小人 170 円

【周　知】チラシを前芝校区・津田校区（清須町、川崎町）に全戸配布予定

## ２　利用者数の推移

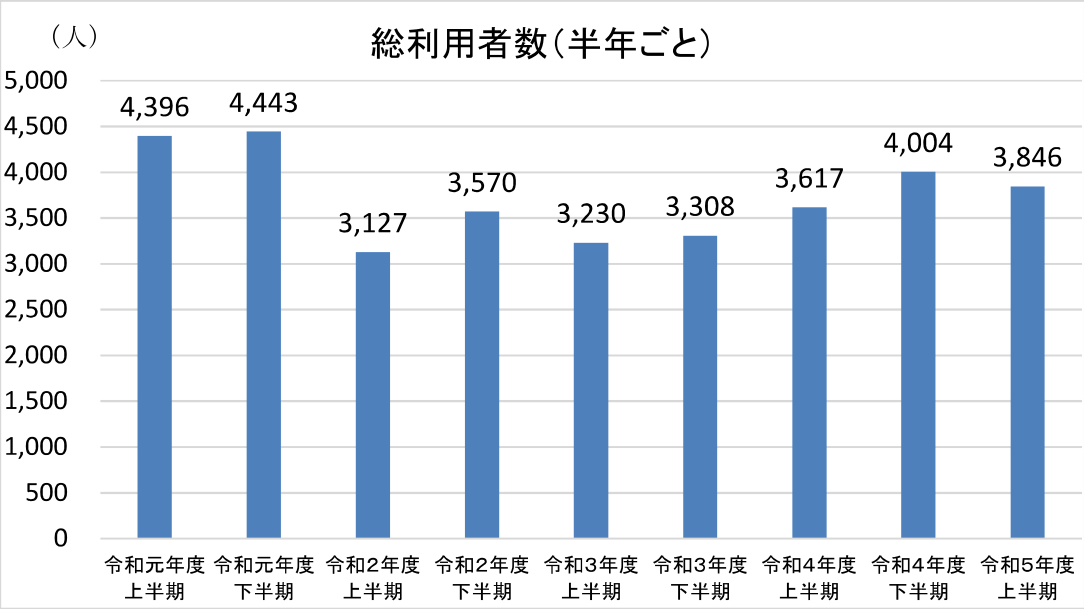


## ３　今後の利用促進について

・しおかぜバスニュースの継続発行
・豊橋まつり臨時運行便の実施
・しおかぜバス９万人達成キャンペーンの実施
・自治会や老人クラブ等の会合において、しおかぜバス利用促進の啓発を継続的に実施

資料６

協議案第６号

# 川北地区「地域生活」バス・タクシーの本格運行の継続について

## １　本格運行継続基準の達成状況

### ①　主　体　性

「地域が運営に主体的に取り組んでいること（守り・育てられていること）」を判断するために設ける条件

・地域運営団体が豊橋市地域公共交通活性化推進協議会に
利用促進等に関する取組実績やその成果、事業計画改善案等を年２回程度報告することを義務付け

豊橋市地域公共交通活性化推進協議会において、かわきたバス運営委員会から
**利用促進等に関する取組実績やその成果等を報告**
**【報告日】**
**令和5年度第1回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年6月28日）**
**令和5年度第3回豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（令和5年11月27日）**

→ 達成

### ②　利　用　度

「「地域生活」バス・タクシーが適切に利用されていること」を判断するために設ける条件

・　収支率（運賃収入等/運行経費（車両経費及び予備車経費を除く。））を 15%以上に設定

| | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度<br>上半期 |
|---|---|---|---|
| 収支率 | 18.1% | 21.8% | 23.4% |

→ 達成

※「運賃収入等」には広告収入を算入

### ③　継　続　性

「適切な費用と内容で運行されていること」を判断するために設ける条件

・基準額＋予備車経費を欠損額の上限に設定
（川北地区は 612 万円（基準額）+予備車経費/年）

| | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度<br>上半期 |
|---|---|---|---|
| 欠損額 | 5,423,321 円<br>（基準値<br>5,751,984 円） | 4,729,490 円<br>（基準値<br>5,667,940 円） | 2,628,052 円<br>（基準値<br>3,092,720 円） |

→ 達成

## ２　川北地区「地域生活」バス・タクシーの令和６年度の対応（案）について

令和４年度及び令和５年度上半期について、すべての項目で本格運行継続基準を達成しているため、令和６年度は引き続き本格運行を継続する。

**豊橋市「地域生活」バス・タクシー実施要綱（抜粋）**

（本格運行事業の継続）

第１１条　本格運行事業の当年度の上半期及び前年度（以下「判断対象期間」という。）において、基準がすべて達成され、協議会において本格運行事業の継続が妥当と判断された場合、当該本格運行事業は継続するものとする。

２　前項の判断対象期間において、基準がすべて達成されていない場合についても、事業計画の変更内容、地域運営団体の取組内容とその成果、基準の実績値等から、協議会において、本格運行事業の継続が妥当と判断された場合は、当該本格運行事業は継続できるものとする。

資料６－１

# かわきたバス運営委員会の取組について

かわきたバス運営委員会

## １　令和５年度上半期の取り組み及び実施結果について

### （１）運営委員会の開催状況

開催回数７回（うち、総会１回、運営委員会６回)。月１回程度、開催した。

### （２）「スマイル号通信」の発行

下地・津田・大村校区に、利用促進イベントや沿線地域の施設紹介、乗り継ぎ案内等の情報を掲載した「スマイル号通信」を回覧。

【実施期間】令和５年４月～令和５年９月

【発行回数】６回。通算 89 号まで発行

◂スマイル号通信 87 号

◂スマイル号通信 88 号

### （３）夏休み小学生 50 円バス実施に伴う小学生の乗車運賃無料キャンペーンの実施

小学生の運賃 50 円をかわきたバス運営委員会で負担し、無料とするキャンペーンを実施した。

【実施期間】令和５年７月 21 日～８月 31 日

【利用者数】10 名

### （４）回数券割引販売の実施

1,000 円の回数券を 200 円割引、2,000 円の回数券を 500 円割引で販売し、かわきたバス運営委員会がその分を負担することで、かわきたバスの利用促進及び新規利用者の発掘を図った。

【実施期間】令和５年６月

【販売冊数】1,000 円回数券４冊、
2,000 円回数券 97 冊

回数券割引販売の車内告知動画▸

### （５）ポケット時刻表の作成検討

ポケットサイズのかわきたバス時刻表を大村シニアクラブ等に配布する予定で作成中。

### （６）「牛川の渡しツアー」の開催検討（６月台風２号の影響で牛川の渡船が廃船し、ツアー開催中止）

## ２　利用者数の推移

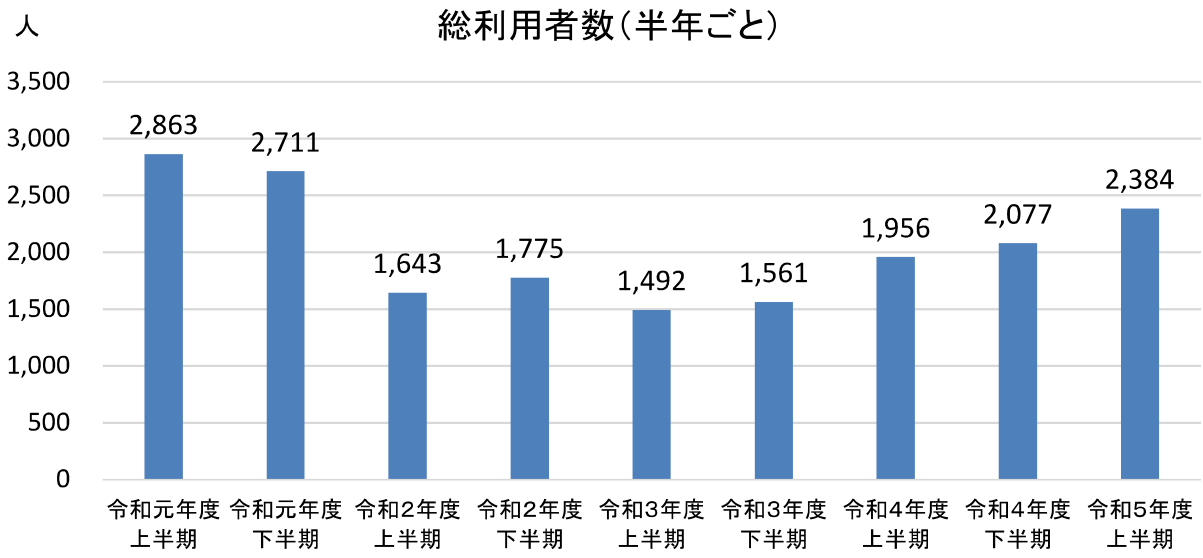


## ３　今後の利用促進について

（１）年間利用者数 6,000 人、月平均 500 人以上を目標として、前年度までの活動を継続して実施する。

①毎月１回運営委員会を開催し、利用状況の確認や対策等について話し合う。
②スマイル号通信の発行を通して、かわきたバスの魅力や利便性などを伝える。
③車内でごみ袋セットを配布する感謝キャンペーンを実施し、現利用者の固定客化を図る。
④利用者通算４万人達成記念キャンペーン等の特別イベントを企画する。
⑤かわきたバスを利用してまちなかへ出掛けるバスツアーの実施を検討する。

（２）地域の活動と連携し、コミュニティバスとしての意義や地域活性化のために努力する。

①３校区の老人クラブの活動の場に積極的に参加して、かわきたバスについて周知する。
②かわきたバスの継続及び発展のために、３校区の自治会活動との連携を図る。
③豊橋創造大学との連携を深め、かわきたバスの利用促進を図っていく。

（３）路線やダイヤの見直し

かわきたバスが地域住民にとってより有効な交通手段となるために、路線や時刻表等について絶えず検討していく。